

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年12月23日 09時40分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市戸島 ^{としま} 北方沖 舞鶴港オノクリ灯標から真方位215°60m付近 (概位 北緯35°29.9' 東経135°20.9')
事故の概要	プレジャーボート ^{えびす} 戎丸は、西進中、また、プレジャーボート第二山弘丸 ^{やまひろ} は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 戎丸、2.6トン 281-43854 京都、個人所有 B プレジャーボート 第二山弘丸、0.4トン KT3-11411（漁船登録番号）、個人所有 第251-20703号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂等 B 右舷船側部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長Aが、船首方に航行の支障となる他船がないことを確認し、針路を舞鶴港オノクリ灯標（以下「本件灯標」という。）の北側に定め、増速により船首方に左右各約15°の死角が生じた状況で西進していた。 A 船は、船長Aが、GPSプロッターのリモコンを取ろうとして舵が左に取られた際、左転中に見えた範囲で他船を認めなかったため、進路方向に他船がないと思い、船首方に死角が生じた状況で航行を続けていたところ、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、本件灯標の南側で釣りをしながら錨泊中、船長Bが、接近するA船を認め、A船がB船を避けて行くと思っていたところ、減速せずに向かって来たので危険を感じ、大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A 船は、西進中、船長Aが、船首方に左右各約15°の死角が生じている状況下、左転中に見えた範囲で他船を認めなかったため、進路

	<p>方向に他船がないと思い、航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、接近するA船を認め、A船がB船を避けると思い、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、戸島北方沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方に死角が生じている状況下、左転中に見えた範囲で他船を認めなかったため、進路方向に他船がないと思い、航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を避けると思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角が生じている場合は、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 錨泊中においても、接近する他船に対しては、余裕のある時機に、有効な音響による信号を使用して注意喚起を行うとともに、船体を移動させるなどして衝突を避けるための措置を採ること。